

松山市卸売市場再整備調査研究業務委託 募集要領

1. 業務名

松山市卸売市場再整備調査研究業務委託

2. 概要及び目的

この要領は、松山市卸売市場の再整備に向けて、各市場の現状と課題を調査するとともに今後の卸売市場のあり方及び再整備計画を検討する基礎資料の作成に必要な調査・研究業務について、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、優れた分析力、創造力、技術力、豊富な経験等を有する事業者を選定することを目的とする。

3. 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 履行場所

- (1) 松山市中央卸売市場（青果部）、松山市公設花き地方卸売市場（花き部）
松山市久万ノ台348番地1
- (2) 松山市公設水産地方卸売市場（水産物部）
松山市三津ふ頭1番地2
(その他占用許可を受けている港湾施設を含む。)

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格

8,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 1つの事業者が単独（以下、「単独事業者」という。）で参加する場合の要件
 - ア 法人格を有している者であること。
 - イ 日本国内での同種・類似業務（注）の実績を1件以上有すること。
- (2) 複数の事業者がグループ（以下、「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件
 - ア コンソーシアムを構成する事業者（以下、「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
 - イ 代表事業者は、法人格を有している者であること。
 - ウ 構成事業者のうち1者以上は、日本国内での同種・類似業務（注）の実績を1件以上有すること。
 - エ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - オ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - カ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。
- (3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
 - ウ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員

をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

オ 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

(注) 同種・類似業務とは、官公庁が発注した卸売市場の再整備に係る基本構想、基本計画策定又はそれに関連する調査研究業務とする。

9. 募集要領等の配布

(1) 期 間 令和5年7月19日(水)から令和5年8月15日(火)まで

(2) 場 所 〒791-8016

松山市久万ノ台348番地1(松山市中央卸売市場)

松山市役所 産業経済部 市場管理課

(3) 方 法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

*配布時間は9時~17時(土日、祝日を除く。)

10. 評価基準 評価基準書(別紙3)のとおり

11. 選考方法

(1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

(2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。

(3) 選考は、評価基準書に基づき提案書、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。

(4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

(5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。

(6) 選考結果は参加者すべてに通知する。

(7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員6名で構成する。なお、外部の有識者(2名)を置き、意見を求めるものとする。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 令和5年7月19日(水)から令和5年8月2日(水)(17時まで)

(2) 受付方法

別紙様式1に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。

また、電子メールの表題を「プロポーザル質問書(会社名)」とし、電子メールを送信した後に、市場管理課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和5年8月8日(火)17時までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

14. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、参加表明書を提出すること。

期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出期限 令和5年8月15日(火) 17時(必着)
- (2) 提出書類 「17. 提出書類 1～5」の書類を提出すること。
- (3) 提出場所 〒791-8016
松山市久万ノ台348番地1(松山市中央卸売市場)
松山市役所 産業経済部 市場管理課
- (4) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

15. 対象施設の見学

本プロポーザルに参加を検討しているものは、以下のとおり対象施設を見学することができる。

- (1) 見学日時 公募開始日から募集要領等に関する質問受付期限(令和5年8月2日)までの希望する日時とする。
ただし、月曜日から金曜日までの9時から16時までとする。
- (2) 見学申込 見学を希望するものは、市場管理課に電子メールを送信した後に、市場管理課まで送信した旨の電話をすること。
また、電子メール本文に、会社名、希望日時、参加人数、担当者及び連絡先を記載すること。なお、表題は「プロポーザル施設見学申し込み(会社名)」とすること。(市場業務の関係で希望日時に見学できないことがあるため、日時は調整のうえ、決定する。)
- (3) 留意事項 写真撮影は、市場管理課の許可を受けた場合のみ認める。
見学時には、市場管理課からの説明及び本プロポーザルに関する質問への回答は行わない。
質問がある場合は、「13. 募集要領に関する質問・回答・公表」の手順に従って、質問書を提出すること。

16. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年8月22日(火) 17時(必着)
- (2) 提出書類 「17. 提出書類 6～17」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各10部(正本1部・副本9部)
- (4) 提出場所 〒791-8016
松山市久万ノ台348番地1(松山市中央卸売市場)
松山市役所 産業経済部 市場管理課
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

17. 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5及び14・15の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式2-1又は2-2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、単独事業者で、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの)

3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
4	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明） その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者に関わらず発行されるので必ず添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの） *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた者は、事前に市場管理課に相談すること。
5	完納証明書（原本） 又は納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの） ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた者は、事前に市場管理課に相談すること。
6	提案審査申請書 （様式3-1又は3-2）	
7	会社概要（様式4）	
8	コンソーシアム構成表 （様式5）	コンソーシアムの場合のみ提出
9	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合のみ提出
10	業務執行体制（様式6）	
11	配置予定従事者の経歴等の状況 （様式7-1及び7-2）	
12	会社の業務実績（様式8）	
13	企画提案書	「19. 提出書類の作成要領及び留意事項」 「20. 提出書類の提出要領」 に基づき作成すること。
14	経営状況等調査表（様式9）	
15	直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）	
16	参考見積書 （様式10-1又は10-2）	公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。 （※見積書の別紙として、「積算内訳書」及び「代価表」等（任意様式）を添付すること。）
17	借用申請書（様式11）	参加表明書提出後、必要に応じて提出。
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

18. 資料の貸与

提案書作成に必要な資料は、参加表明書及び借用申請書提出後に紙媒体で貸与する。

なお、貸与する資料は企画提案書提出時に返却するものとし、本募集の目的以外には使用しないこと。

19. 提出書類の作成要領及び留意事項

- (1) (別紙1)仕様書 5. 業務内容(1)～(7)について、それぞれ提案内容と併せて、調査手法や分析方法、整理方法等を記載すること。
- (2) 書類は正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。ただし、できるだけ簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。
- (3) 企画提案書はボリュームを評価の対象にしないので、読みやすさや簡潔さに留意すること。カラー印刷での提出も可とする。
- (4) 企画提案書の様式・テーマごとのページ配分は任意とするが、用紙はJIS A3又はA4サイズとし、文字サイズは12pt以上とすること。

20. 提出書類の提出要領

- (1) 参加表明書の提出部数及び要領
 - ア 1部(正本1部のみで可)
ただし、コンソーシアムの場合、「17. 提出書類2～5」については構成事業者ごとに1部(正本1部のみで可)。
- (2) 企画提案書等の提出部数及び要領
 - ア 10部(正本1部、副本9部)
 - イ コンソーシアムの場合、「17. 提出資料14、15」については構成事業者ごとに1部(正本のみで可)。
 - ウ A4フラットファイルに左綴じし、事項ごとにインデックスを貼付すること。
 - エ 表紙と背表紙に、業務名と応募事業者名(コンソーシアムの場合は、コンソーシアム名)を記入すること。
- (3) 作成及び提出上の注意事項
 - ア 伝達、電子媒体による提出は受け付けない。
 - イ 提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

21. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和5年8月下旬(予定)
- (2) 実施場所 未定
※詳細な日時や場所については、別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき35分程度
プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 15分程度
- (4) 出席者
 - ア 1者につき5名までとする。
 - イ 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。
- (5) 留意事項
 - ア プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、スクリーンは市が用意し、プロジェクター、操作パソコン等は持参すること。
 - イ 当日、発熱等の体調不良がある者は参加しないこと。
 - ウ プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い、非公開とする。なお、状況等に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更することがある。
 - エ プレゼンテーション・ヒアリング審査を欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

オ プレゼンテーション・ヒアリング審査の順番は、参加表明書の提出順とする。

2.2. スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表 | 令和5年7月19日(水) |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付 | 令和5年7月19日(水)
～令和5年8月2日(水) |
| (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 | 令和5年8月8日(火) |
| (4) 参加表明書の提出締切り | 令和5年8月15日(火) |
| (5) 応募業者数等の公表 | 令和5年8月18日(金) |
| (6) 提案書等の提出締切り | 令和5年8月22日(火) |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和5年8月下旬(予定) |
| (8) 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和5年9月上旬(予定) |
| (9) 契約締結・公表 | 令和5年9月中旬(予定) |

2.3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

2.4. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

2.5. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類について、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、松山市は責任を負わない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (6) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 提出書類の記入において、単独事業者で、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (10) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (11) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

26. 事務局

〒791-8016

松山市久万ノ台348番地1（松山市中央卸売市場）

松山市役所 産業経済部 市場管理課

TEL：089-924-2311

FAX：089-925-9944

メールアドレス：sijou@city.matsuyama.ehime.jp